

羽村・瑞穂地区学校給食組合 人事行政の運営等の状況の公表について（令和2年度）

羽村・瑞穂地区学校給食組合における人事行政の運営等の状況について、地域住民の皆さまに広く知っていただき、この公正性と透明性を高めるため、「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、前年度における職員の任免状況、給与の支給状況、勤務条件などについて、その概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の新規採用の状況

(単位：人)

男	女	合計
0	0	0

(2) 職員の退職の状況

(単位：人)

定年退職	普通退職	勧奨退職	懲戒免職	死亡退職	合計
0	0	0	0	0	0

(3) 職員数の状況

(単位：人)

区分	職員数		対前年増減数
	平成30年度	令和元年度	
一般行政職	11	11	0
技能労務職	13	13	0
合計	24	24	0

*各年4月1日現在 *再任用職員を含む。

2 職員の人事評価の状況

職員一人ひとりの仕事の成果や職務遂行能力を「業績評価」及び「能力・行動評価」の2つの項目に基づき、毎年度1月1日を基準日として人事評価を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員の給与

(令和元年度普通会計決算)

職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	一人当たり給与年額 (B/A)
24人	96,613千円	15,370千円	42,625千円	154,608千円	6,442千円

* 職員手当には、退職手当、児童手当は含まない。

* 再任用職員を含む（職員数は令和元年4月1日現在）。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

(令和元年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
366,521円	409,494円	48.2歳	331,069円	375,256円	51.3歳

* 平均給与には、期末・勤勉手当、退職手当は含まない。

* 再任用職員は含まない。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時から午後4時45分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。勤務時間は週38時間45分を原則としています。

(2) 職員の休暇

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。

①年次有給休暇の平均取得状況

(単位：日)

区分	平均日数
平成31年1月1日～令和元年12月31日	17.3

②特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、子の看護休暇、ドナーハート、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇があります。

5 職員の休業に関する状況

取得状況		(単位:人)	
区分	男性職員	女性職員	合計
育児休業	0	0	0
部分休業	0	1	1

*継続取得者を含む。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、降任、免職、休職の処分を行うものです。

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
その他適格性の欠如	0	0	0	0
職制・定数の改廃など	0	0	0	0
刑事事件に関する起訴	0	0	0	0

(2) 懲戒処分

懲戒処分は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持をして、任命権者が職員に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法律に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位：人)

区分	違反数
職務命令などに従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
営利企業などの従事制限	0

8 職員の退職管理の状況

当該年度末における退職者（課長職以上）の再就職などの状況

(単位：人)

区分	組合再任用職員	民間企業など	再就職なし
人数	0	0	0

9 職員の研修の状況

職員の能力の開発向上を目的として各種研修を行っています。

(単位：人)

区分	受講者のべ人数	備考
府内研修	21	職員研修会「人事評価被評価者研修」
派遣研修	6	東京都市町村職員研修所

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの実施主体は、厚生制度が羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は次のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により職員が負傷等又は死亡した場合などの補償を目的として、公務災害補償制度が規定されています。

(1) 厚生福利制度

実施主体	内容
羽村・瑞穂地区学校給食組合 職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員の親睦を図るための厚生事業などを実施。 事業は、組合から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員共済組合	職員及びその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡などに対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の事業を実施

(2) 公務災害補償

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度
公務災害	1	1
通勤災害	0	0

11 公平委員会の業務の状況

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分に関し、不服の申立てをすることができます。

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度
勤務条件に関する措置要求	0	0
不利益処分に関する不服申立て	0	0